

キーワード↓

個人情報の保護

2月1日から、住民基本台帳の閲覧を制限

ダイレクトメールの送付など営利目的での閲覧は認められません



各区役所に備え付けられている「閲覧リスト」

2月1日から、公益上必要な場合を除き、住民基本台帳の閲覧を制限します。近年、「個人情報の保護」や「犯罪の未然防止」といった観点から、誰もが閲覧できる現行制度の見直しを求める声が全国的に高まっています。そうした状況を踏まえ、昨年秋、国は閲覧を制限する方針を固め、近く法律を改正する見込みです。市では、法改正までの間も、皆さんの個人情報可能な限り保護するため、市独自に営利目的の閲覧を制限することとしました。閲覧できる場合は、右下の通りです。基本的な予約手続きは変わりません。詳しくはお問い合わせください。

96 **【詳細】** 戸籍住民課 ☎(21) 22

これまで

各市町村に備え付けられた台帳には、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を記載。法律では不当な目的でない限り閲覧を認めている。

- 商品販売や勧誘などを目的とした閲覧への批判
(例)「知らない会社からダイレクトメールが届き不安だ」
- 閲覧した情報の利用制限が困難
- 閲覧した情報を悪用する事件が発生

個人情報の保護 犯罪の未然防止



- 札幌市の閲覧申請件数 (16年度)**
- 申込件数…約1,300件
(内ダイレクトメール目的が約1,000件)
 - ⇒全体の7割強が制限される見込み

2月1日から

公益上必要であると認められるもの以外の閲覧を制限する。

【閲覧できる場合】

- 1 国・地方公共団体が請求する場合
- 2 報道機関や調査機関が世論調査などを理由に請求する場合
- 3 学術研究機関が学術調査を理由に請求する場合
- 4 その他、区長が必要と認める場合

eLTAX(エルタックス) ホームページ → www.eltax.jp

→ 自宅やオフィスからの手続きが可能に

申告時期の窓口混雑とも無縁に

→ 受け付け窓口を一元化

都道府県・政令指定都市への別々の申告が一度に可能

→ 申告書などの作成をサポート

税額の自動計算など必要事項の記載が容易に

キーワード↓

地方税の電子申告がスタート

電子申告

市税は「法人市民税」
「固定資産税(償却資産)」から

平成19年度以降に対応予定の地方税に関する手続き

- 今回以外の税目の電子申告
- 電子申請・届出
- 電子納税

【詳細】 税制課 ☎(21) 2282

地方税の電子申告が始まりました。対象となる税目は、市税が「法人市民税」「固定資産税(償却資産)」、道税が「法人道民税」「法人事業税」。インターネット上の全国共通システム「エルタックス」を通じて、自宅や職場からの手続きが可能になりました。利用に当たっては、電子証明書の取得などの事前準備が必要となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。